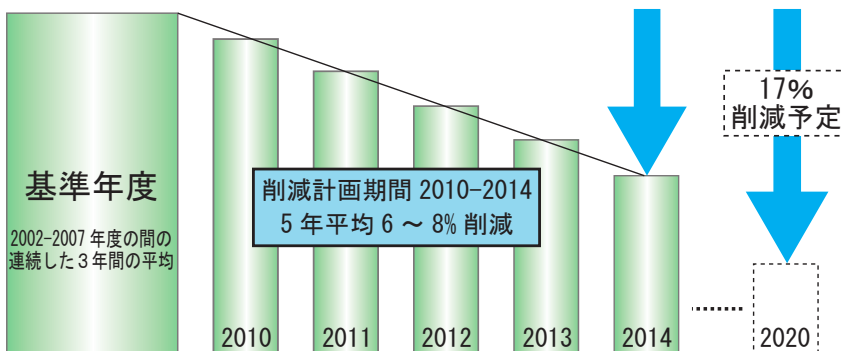


東京都に引き続き埼玉・京都でも温暖化対策条例が施行されようとしています。
全国に先駆けて削減義務を制定した東京都の条例を紹介します。

東京都の総量削減義務と排出量取引制度

CO2削減を「義務化」する条例がスタート



制度概要

東京都では、2020年までに東京都の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するため、2008年度に環境確保条例を改正しました。2010年度より施行され、エネルギー消費量の多い事業所に対して温室効果ガス削減が義務化されます。同時に、排出量取引制度も導入されました。

<対象事業者>

年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所

<実施期間>

第1計画期間 2010-2014年度
第2計画期間 2015-2019年度

<削減量/第1計画期間>

- ・オフィスビル等と地域冷暖房施設 8%
 - ・オフィスビル等のうち地域冷暖房等を
多く利用している事業所 6%
 - ・上記以外の事業所(工場など) 6%
- *第2計画期間の削減量は基準年度比の約17%程度の見直し

<履行手段>

- ・自前で削減(高効率な消費設備・機器への更新、運用対策など)
 - ・排出量取引(超過削減量取引、オフセットクレジット等)
- *都外クレジットでも削減義務量の3分の1まで利用可能

<実効性の確保>

- ・削減義務未達成の場合 → 義務不足量×1.3倍の削減ペナルティ
- ・削減ペナルティ違反の場合 → 知事が命令不足量を調達しその費用を請求、
罰金(上限50万円)、違反事実の公表

排出量取引制度

排出量取引制度は東京都だけでなく、埼玉県もCO2の排出削減義務付けと併せて実施を予定しています。東京都と埼玉県の両地域で互いに排出量取引を予定しており、今後、首都圏1都3県の8自治体が「首都圏広域連合(仮称)」を設置し、温室効果ガスを効果的に削減すべく、検討されています。

ポンプdeエコ

エコポンプでは一般的なポンプより消費電力を10%~30%削減することが出来ます。

某ビルのクーリングタワー冷却水ポンプを当社のエコポンプに更新した事例では消費電力やCO2を大幅に削減することが出来ました。ビル設備や工場では多くのポンプが使われています。ボイラ設備更新や空調の見直しだけでなく、ポンプを更新するだけでも大きな省エネ効果を得ることが出来ます。

片吸込渦巻ポンプ 口径50mm,7.5kW	既設ポンプ (1台)	エコポンプ (1台)
年間消費電力量	38,564 kWh	31,536 kWh
年間CO2削減量	2.9 t	
年間電力削減効果	18.2 %	

Network

本 社	072(695)0551
東京支社	03(5437)0820
大阪支店	072(696)8018
名古屋支店	052(221)9521
九州支店	092(771)1381
札幌支店	011(241)8911
仙台支店	022(223)3971
広島支店	082(263)8222
高松支店	087(822)2001

温暖化対策・CO2削減の取組み

1997年の京都議定書をうけ、国や地方自治体でさまざまな温暖化防止を目的とした、法律・条令が出来ました。

最近の主な法律・条令を紹介します。

京都議定書

日本の削減目標1990年度比▲6%

<温暖化対策推進法 施行：1998年～>

地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律

<改正省エネ法施行：2010年～>

改正省エネ法の目標

- ①事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減
- ②業種ごとのベンチマークの設定

改正省エネ法の主な改正点

- ①エネルギーの使用の合理化の基準について、事業者及び連鎖型事業者が全体を俯瞰して取り組むべき事項との記載の追加
(事業者全体でエネルギー使用量が原油換算で1500kLを超える企業が対象)
- ②工場等の事務所・工場の設備ごとの判断基準の追加
例)空調設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、動力設備等
- ③エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任

今日では地球温暖化防止のため、多くの自治体で計画が作られてきています。

京都府地球温暖化対策条例

2020年：▲25%
2030年：▲40%

埼玉県地球温暖化対策推進条例

2014年：
ビル・空調：▲8%or6%
工場：▲6%

東京都環境確保条例

2014年：
ビル・空調：▲8%or6%
工場：▲6%

横浜市脱温暖化行動方針

2025年：▲30%
2050年：▲60%

首都圏広域連合(仮称)

次の自治体は複数地域間で排出量取引制度を共同で検討しています。

<東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市>

< memo >